

感染症に伴う出席停止について(オンライン申請)

学校において予防すべき感染症にかかっている、またはかかっている疑いがあると医師に診断された児童は、学校保健安全法第19条に伴い、学校に登校できません。この処置は、お子様が十分に休養し早期に治療するためと他の児童への感染を防ぐためのものであり、休養期間中は欠席扱いにしません。

下表の感染症で休養する場合は、必ずすぐーるで、ご連絡をお願いいたします。
すぐーる以外の方法(電話など)で学校に感染の連絡をされた場合やすぐーるでの欠席連絡後に感染症と診断された場合は、その日の欠席連絡を編集するか、翌日すぐーるでの欠席連絡の際にご入力をお願いいたします。

学校へ伝える内容

- ①症状※ ②病名※ ※すぐーるで選択
- ③発症日
- ④お休みする期間(見込み)
- ⑤受診した医療機関名

出席停止となる主な感染症		
インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症	伝染性紅斑(りんご病)
百日咳	結核	マイコプラズマ感染症
麻疹(はしか)	髄膜炎菌髄膜炎	ヘルパンギーナ
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	腸管出血性大腸菌感染症	感染性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス等の 消化器の風邪など)
風疹	流行性角結膜炎	
水痘(みずぼうそう)	溶連菌感染症	アデノウイルス感染症
咽頭結膜熱(プール熱)	手足口病	

ホームページにも掲載しております。